

神奈川県指定重要文化財の指定について

別紙（案）のとおり

令和8年3月11日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第3項の規定に基づき、神奈川県文化財保護審議会に諮問（令和7年11月25日）したところ、別添のとおり令和8年2月18日付けで神奈川県指定重要文化財として指定することが適当であるとの答申がありましたので、指定をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により、次のとおり神奈川県指定重要文化財に指定する。

| 種別 | 名 称 | 数量 | 所有者 | 所在地 |
|-----|--|--------------|----------------|-------------------|
| 建造物 | <small>かめが いけはちま ぐうきゅうほんでん</small> 亀ヶ池八幡宮旧本殿 <small>つけたり ぶんろくごねんむなふだ</small> 附 文禄五年棟札 | 1 棟 附 1 枚 | 宗教法人 亀ヶ池八幡宮 | 相模原市中央区 上溝1678 |

定教第43号議案関係

令和 8 年 2 月 18 日

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄 様

神奈川県文化財保護審議会
会長 浅見 龍介



神奈川県指定重要文化財の指定について（答申）

令和 7 年 11 月 25 日 付け文遺第 2623 号で諮問のありました標記のことについて、次のとおり神奈川県指定重要文化財として指定することが適当であるとの結論に達しましたので、理由書を添えて答申します。

神奈川県指定重要文化財

| 種別 | 名 称 | 数量 | 所有者 | 所 在 地 |
|-----|---|--------------|--------------------|-------------------|
| 建造物 | <small>かめがいけはちまんぐうきゅうほんでん</small> 亀ヶ池八幡宮旧本殿 <small>つきたり ぶんろくごねんむなふだ</small> 附 文禄五年棟札 | 1 棟 附 1 枚 | 宗教法人 亀ヶ池 八幡宮 | 相模原市中央区 上溝1678 |

神奈川県指定重要文化財 指定理由書

- 1 名称 かめが いけはちまんぐうきゅうほんでん
 亀ヶ池八幡宮旧本殿
つけたり ぶんろくごねんむなふだ
 附 文禄五年棟札
- 2 所在地 相模原市中央区上溝 1678
- 3 所有者 宗教法人亀ヶ池八幡宮
- 4 形式・規模 いっけんしやながれづくり けたゆき
 一間社流造 桁行2.16m、高さ約 5.5m
 (棟札 長さ 77.8cm、幅 25.5cm、厚さ 1.4cm)
- 5 員数 1 棟
 附 1 枚
- 6 年代 安土桃山時代 文禄五 (1596) 年 (棟札による)

7 概要

(1) 亀ヶ池八幡宮について

亀ヶ池八幡宮は、相模川中流左岸の段丘上に立地し、創建年代は明らかでないが、江戸時代後期に編纂された『しんへんさがみのくにふどきこう新編相模国風土記稿』によれば、上溝村の鎮守として知られ、江戸時代は「八幡社」として、慶安二(1649)年に7石の朱印地が社領として与えられている。明治2年に「亀ヶ池八幡宮」に改称した。

(2) 亀ヶ池八幡宮旧本殿について

亀ヶ池八幡宮旧本殿は、本来、覆屋内の本殿とされていたが、平成 20 年代の本殿大修理に伴い、本殿に向かって左側の屋外に移設され、現在は末社の「亀八招福稲荷神社」として祀られている。平成 26 年に実施された棟札の調査で「文禄五年」の墨書があることが判明し、相模原市最古の神社建築ということで、平成 28 年に相模原市指定有形文化財に指定された。

(3) 亀ヶ池八幡宮旧本殿の特徴

亀ヶ池八幡宮旧本殿(以下「旧本殿」)は、一間社流造で母屋もやの桁行 2.16m(7尺)となる農村部にしては大型の社殿である。移設の際に屋根は銅板葺きに葺き直され、また、木部は赤く塗り直されているが、その下には古い丹塗りの痕跡が窺われる。全体に保存状態が良好であり、当時の部材がほぼ残されているものと思われ、これは竣工後、早い段階で覆屋が建てられて、風雨による劣化を免れたためと推測される。

通常の一間社流造社殿と同様に、正面に木階もつかいと向拝こうはいが設けられ、向拝正面の水引虹みずひきこう梁りょう上に彫物があるかえるまた臺たい股またを置き、垂木たるきは二軒ふたのきで前方ひとのきに一軒分追加する。また、後方を除く三方つかに束まわりえんで支える廻縁まわりえんを巡らせ、高欄つかをまわし、左右の奥わきしょうじに脇障子わきしょうじを置く。

以上のほか、旧本殿の特徴としては、大きさの割に装飾要素が少なく、簡素であることが挙げられ、中世的な社殿の面影を残す。具体的には、次のとおりである。

【参考文献】

相模原市文化財現況調査会 1984『相模原市文化財現況調査報告書』

神奈川県教育庁生涯学習部 1993『神奈川県近世社寺建築調査報告書』

井上 泰 2015「資料紹介 亀ヶ池八幡宮所蔵文禄5年棟札銘について—市史棟札赤外線読み取り調査から—」『相模原市史ノート』相模原市博物館

相模原市博物館 2015『相模原市史 文化遺産編』



再転載禁止

亀ヶ池八幡宮の位置 (○)

亀ヶ池八幡宮旧本殿



正面から
(右手が現本殿)



斜め右から
・ 一間社流造
・ 側面に懸魚が
4箇所取り付けられる



左側の脇障子
(竹に獅子)



こうはい みずひきこうりょう かえるまた
・ 向拝の水引虹梁と鬘股
ふたのき
・ 二軒(2段)の垂木



右側の脇障子
(唐獅子牡丹)



・妻飾りの^{いのこさす}冢子扱首
（三角形の木組）

・柱上の組物(○)が
^{でみつど}出三斗

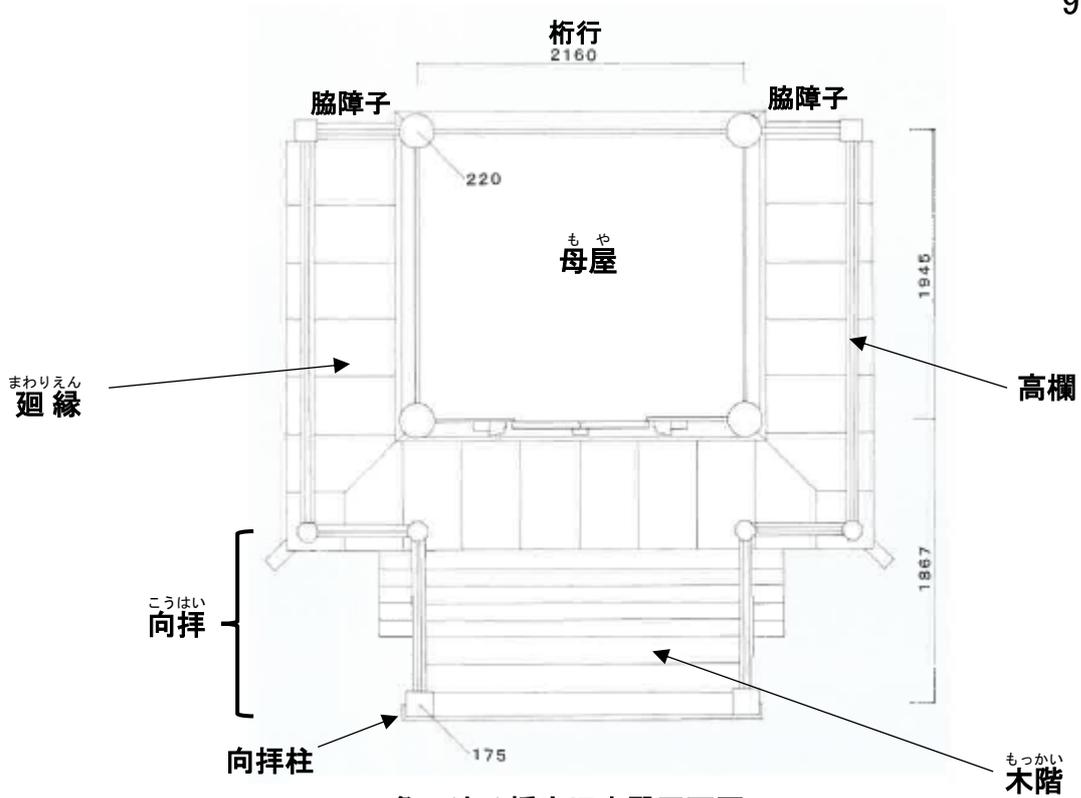


・向拝左右の直材の^{こうりょう}虹梁

・虹梁両端際の彫りの浅い
小振りな^{えようくりがた}絵様割形(○)



・水引虹梁から向拝柱を
挟んだ簡素な^{きばな}木鼻(○)



亀ヶ池八幡宮日本殿平面図(単位 mm)

(相模原市博物館 2015『相模原市史 文化遺産編』より)



文禄五年棟札

(左：表面 右：裏面)

【「亀ヶ池八幡宮旧本殿」 諮問書関係用語解説】

一間社 (いっけんしゃ) : 本殿(母屋)の柱間が一間の社殿、三間だと三間社

豕子扱首 (いのこさす) : 社寺建築の妻側(側面等)に見られる三角形の木組み

絵様刳形 (えようくりがた) : 虹梁の両端近く等に見られる渦巻状の彫刻

臺股 (かえるまた) : 虹梁等の梁の上に設置される二又状の構造材、装飾される場合が多い

木階 (もっかい) : 神社建築における正面の木段

木鼻 (きばな) : 虹梁が向拝柱の外側や前方に突出した部材、時期が新しくなると獅子や象などの彫物になる

懸魚 (げぎょ) : 建物の破風板に吊り下げられる装飾部材、火除けのまじないで、元々は水に関係のある魚の形をしていた

向拝 (こうはい) : 社寺建築における正面入口の屋根が参拝者の雨除け等のために庇状に突出した部分、それを支える左右の柱が向拝柱

虹梁 (こうりょう) : 向拝柱等の上部や側面等に設置される梁状の構造材、正面のものを特に「水引 (みずひき) 虹梁」と呼ぶ

摂社・末社 (せつしゃ・まつしゃ) : 神社本殿とは別に境内に所在する小規模な神社、本殿の祭神と関係するものを摂社、それ以外を末社

垂木 (たるき) : 屋根材を支える部材で、屋根方向に列状に配される

出三斗 (でみつど) : 社寺建築における組物の一種で、梁を支える基本的な3個の斗(ます)状部材(平三斗)から前方に出るように斗が設けられるもの

流造 (ながれづくり) : 前方に葺き降ろされる屋根が庇状に延びた社殿型式

破風 (はふ) : 屋根の端部の面、保護する板が破風板、風が直接当たることから

二軒 (ふたのき) : 垂木が二段構成になっているもの

廻縁 (まわりえん) : 母屋の周囲に設けられる縁側状施設、神社建築では後方にはなく、突き当りに脇障子が設けられる

棟札 (むなふだ) : 寺社・民家など建物の建築・修築の記録・記念として、建物内部(屋根裏)の高所に取り付けた木札で、工事目的、施主、大工等関係者、建築年月日等が記載される

母屋 (もや) : 神社建築では、主体となる壁と柱で囲まれた本殿部分

脇障子 (わきしょうじ) : 社寺建築で廻縁左右の突き当りに設けられる建具、しばしば装飾される